

# OUT REACH

OBA MJ  
特集4

アウトリーチ



## ～出かけていく弁護士、弁護士会へ～ 第11回 高校生に憲法を語る ～憲法問題特別委員会のとりくみ～

憲法問題特別委員会 委員 遠地 靖志

### 1 初めて(?)の全クラス憲法授業

1月20日、憲法問題特別委員会のメンバー6名で、大阪体育大学浪商高等学校（大阪府熊取町）に法教育出張授業に行ってきました。

今回の出張授業は高校3年生の全クラスで憲法を教える、という初めて(?)の取組みでした。

JR熊取駅を午前9時30分に出発する職員用のバスに乗り遅れないように、眠い目をこすりながら早起きをして熊取駅に着くと、他の講師のみなさんは既に集まっていました。みなさん、初めての取組みにどうなるのかという不安を感じながらも気合い十分でした。

私自身、これまで毎年1回は出張授業に出かけていて、高校生相手に労働問題やネットトラブル、裁判員裁判の授業をしたことはあったのですが、憲法の話をするのは初めてです。しかも、授業で憲法を学んでいるとはいえ、普段は身近に感

じることの少ない憲法を、どうわかりやすく伝えたらいいか、とても悩みながら準備をしました。

### 2 生徒の反応を探りながらの授業

学校に到着し、各クラスの担当の先生と顔を合わせた後、午前10時からいよいよ授業開始。

私の担当は、進学総合コースのクラスで、生徒数は36名。私立大学に進学する生徒が多く、入試の前の貴重な時間をいただいての講義でした。

自己紹介のあと、普段、弁護士はどんな仕事をしているのか、刑事事件、民事事件の違いなどを説明しました。また、バッジを見せながら、「バッジの裏にどんなことが書いてある?」「裏に書いてある数字は何番?」「番号は何を意味してるかわかるかな?」などと問い合わせながら、生徒の反応を探りながら進めていきました。よくしゃべる生徒もいれば、興味なさそうな生徒もいるし、おとなしいけど、じっと真面目に聞いてくれている生徒もいる。生徒の反応を見ながら、そろそろほぐれてきたかなという頃に、いよいよ憲法の話へ。

### 3 問いかけながら憲法を考えてもらう

まずは、生徒に憲法の条文を読んでもらいながら、自分たちの暮らしに憲法がどうかかわっているのかを考えもらいました。「憲法22条は、『何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。』って書いてあるけど、



これって、どう思う。」「もし、旅行したりするときにいちいち国の許可が必要だったり、ダメって言われたらどう思う?」「憲法に書いてあることは特別なことかな?当たり前のことかな?」など問い合わせながら、実は憲法に書いてあることは、誰もが当たり前に持っている自由や権利ばかりなんだという話をしました。

では、なぜ、そんな当たり前のことを書いてあるのだろうか。それは、世の中にはたくさんの人がいて、一人ひとりは、それぞれ個性を持った違う存在だけど、違いがあることを認めた上で、一人ひとりを大切にしようというのが憲法の理念であること、そのことを端的に表しているのが、憲法13条の「すべて国民は『個人として尊重』される。」という部分で、憲法13条は憲法のなかでも一番大切な条文なんだ、という話をしました。

一方で、憲法には、「公共の福祉」によって自由や権利は制限されることもある、と書いてあることも説明。「親友だからと思って打ち明けたことを、ツイッターに書かれたらどう思う。」「ツイッターに自分の思ったこと、感じたことを書くのは表現の自由の一つとして認められているけど、それで友だちを傷つけるのはダメだよね。」などと話しながら、自由や権利を主張することで他の人の権利を傷つけたり、自由を奪う結果になるときは、その自由や権利も制限される場合があること、それを「公共の福祉による制限」ということを話しました。また、逆に言えば、他人の自由を奪ったり、権利を傷つけない限り、自由や権利は最大限尊重されるという話をしました。

後半は、「憲法を守る義務があるのは誰?①国会議員は?②内閣総理大臣は?③国民は?④天皇は?⑤裁判官は?⑥弁護士は?」と問い合わせ。それぞれ、○×で答えてもらいました (①○ ②○ ③× ④○ ⑤○ ⑥×)、憲法99条の憲法尊重擁護義務を国民が入っていないのはなぜだろう?ということを考えもらいました。

そして、私が所属している明日の自由を守る若手弁護士の会（あすわか）が作成した「王様を縛る法～憲法のはじまり～」という紙芝居を使って、

憲法がなかった専制君主の時代には、王様が気に入らないことをした人を牢屋に入れたりするなど、王様が好き勝手に国民の自由を奪っていたが、王様の気分次第で誰もが当たり前に持っている自由や権利が侵害されないように権力者（王様）を縛ろう、ということで憲法がつくられたこと、そのような考え方を「立憲主義」ということを説明しました。

最後に、憲法12条には「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の『不断の努力』によって、これを保持しなければならない。」と書いてあることを紹介しながら、憲法をないがしろにしようとする人たちから憲法を守っていくためには黙っていてはダメで、国民一人ひとりの努力が必要だという話をして終わりました。

## 4 感想と課題

36名もいれば、いろんな子がいます。よくしゃべる子もいれば、おとなしい子もいる。また、つまらなそうに聞いていると思っていても、当てるとちゃんと答えてくれる子もいます。初めて会う高校生たちが憲法のことをどこまでわかっているのかもよくわからないなか、戸惑いながらの授業でした。話し終わった後は、ちょっと難しかったかなとも思いましたが、返ってきたアンケートを見ると、テーマ設定や難易度について「ちょうどよかった。」というのがほとんどで、話の内容についても「だいたい理解できた。」という人が多数でした。初めての試みにしては成功だったのではないか、と勝手に思っています。

国会で憲法改正の議論が始まろうとしており、また、18歳選挙権に合わせて憲法改正の国民投票の投票権年齢も18歳以上に引き下げられることになりました（平成30年6月21日以後）。こうした情勢のもとで、高校生が憲法のことを自分のこととして考えるきっかけとなる憲法教育はますます重要なになっていくと思います。